

広 報

平成2年

2月 No.198

なかのしま

編集と発行／南蒲原郡中之島町役場企画課
(〒954-01 ☎0258-66-2270)



おもな内容

- 確定申告は正しくお早めに ②～⑤
- 12月定例町議会一般質問から ⑥～⑨
- 町家庭奉仕員を募集します ⑩
- 善意をありがとう ⑩
- 保険証、医療受給者証が ⑩
- 変わります
- 選挙管理委員会から ⑫～⑬
- 社会教育指導者を募集します ⑭
- カメラ散歩 ⑮

(中条保育所にて 2/2撮影)

休日在宅 当番医の お知らせ



月/日	内 科 医 (電話番号)	外 科 医 (電話番号)
2/18	星野(見附)医院 (☎62-0998)	佐々木医院 (☎62-2357)
2/25	山喜医院 (☎62-0646)	金井医院 (☎62-0116)
3/4	星野(今町)医院 (☎66-2103)	寺師医院 (☎62-0137)
3/11	杏仁堂医院 (☎62-0123)	石川医院 (☎66-2140)
3/18	霜鳥医院 (☎62-0579)	佐々木医院 (☎62-2357)
3/21	小林医院 (☎62-0562)	金井医院 (☎62-0116)
3/25	堀 医 院 (☎66-2133)	寺師医院 (☎62-0137)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

人 口 の 動 き

12月末日現在・(前月比)・(前年比)	
人 口	12,351人 (+7) [+160]
男	6,025人 (+2) [+73]
女	6,326人 (+5) [+87]
世帯数	2,573戸 (±0) [+56]



今月の納税

- 固定資産税第4期
- 国民健康保険税第6期
- 国民年金第11期

—たばこは地元で
買いましょう—

広報なかのしまでは、皆さんからの情報をお待ちしています。あなたの回りの出来事や、日頃感じている事などで広報紙に載せたいというものがありましたら、お気軽に企画課広報係までご連絡ください。

編 集 後 記



■お詫び——広報一月号五ページ中の教育委員の任命についての中で、大崎勝美さんとするのは大崎勝己さんの誤りでした。また、今月の納税の中で軽自動車税第四期とするのは町民税第四期の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

便利な納税相談を ご利用ください —申告納税相談日と会場等—

会場	納税相談日	地域	時間
中之島町 公民館	3月1日(休)	中之島地区	9:30~ 15:30
	3月2日(金)	中通地区	
	3月5日(月)	上通地区	
	3月6日(火)	中野地区	
	3月7日(休)	中条・西所地区	
中之島町農協 北部支所	3月8日(休)	信条地区 (真野代・中新第一二三)	9:30~ 15:30
	3月9日(金)	三沼・信条地区 (下沼新田・西野・西野新田)	

- ▶相談日は混雑が予想されますので、できるだけ決められた日をご利用ください。
- ▶添付書類、印かん、および振替納税を希望される方は振込先の口座番号を忘れずをお願いします。

雪おろしに要した費用や、地震、火災、風水害などの災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合には、次のうちいずれか多い方の金額が控除されます。

- 差引損失額—所得金額の10分の1
- 差引損失額のうち災害関連支出の金額—5万円

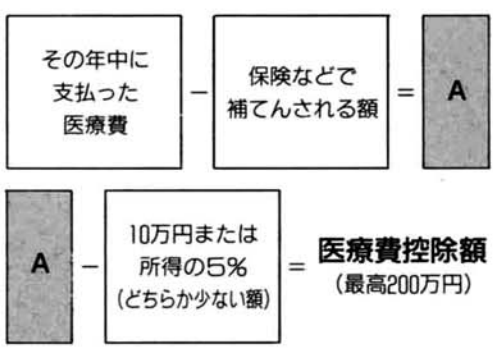
(注)①差引損失額…損害金額—保険金などによって補てんされる金額
②災害関連支出…災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪降ろし費用など

多額の医療費を支払ったときは、医療費控除が受けられます。



医療費控除

あなたやあなたの家族が病気をしたりけがをして、多額の医療費を支払った場合は、医療費控除として次の算式



(注)医療費控除は所得控除ですので、軽減される税額はその人の所得の大きさにより異なります。

によって計算された金額が、所得額から控除されます。

- 医療費とは、診療や治療などを受けるために直接必要な費用で、次のようなものをいいます。
- ① 医師や歯科医師に支払った診療代、治療代
 - ② 治療や療養のために必要な医薬品の購入費
 - ③ 病院や診療所、助産所へ収容されるための費用
 - ④ マッサージ師、指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師による治療を受けるために支払った施術費
 - ⑤ 保健婦、看護婦、准看護婦などに対して支払った療養上の世話の費用
 - ⑥ 助産婦に支払った分べんの介助料
 - ⑦ 通院費用、入院の部屋代や食事代の

確定申告は 正しくお早めに

2月16日(金)～3月15日(木)

申告期限は三月十五日まで

今年も、二月十六日から所得税、住民税(町県民税)、事業税などの申告の受付が始まります。あなたの昨年一年間の所得とその税額を正しく申告するため、納税相談などを利用して、正しい知識と記入法の指導を受け、三月十五日の期限までにキチンと申告を済ませましょう。

確定申告をしなればならない場合

次に該当する場合は、確定申告をしなければなりません。

- ◎事業をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成元年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの所得控除の合計を越えるとき。
- ◎サラリーマンで、給与の年収が一、五〇〇万円を越える場合や、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二〇万円を越える場合など。
- また、内職をしていたり、日雇い賃金、公的年金を受給している人でも、町・県民税の申告を町の税務課へしてください。

確定申告をしなければならぬのに

白色申告者も 収支内訳書の添付を

事業所得(農業、商業など)、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行っている場合(青色申告者は除く)は、確定申告書を提出する時に、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

なお、昭和六十二年分か昭和六十三年分の事業所得等の所得金額の合計額が三〇〇万円を超える場合は、記帳をしなければならぬことになっていますが、それ以外の方でも記帳をしている場合は、それを基に収支内訳書に正

確定申告をすれば 所得税が戻る場合

確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次のような控除などに該当する場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

なお、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二〇万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

雑費控除

費用、医療器具の購入代や貸借料の費用で通常必要なもの

- ⑧ 六カ月以上寝たきり状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた人のおむつ代(昭和六十四年一月一日以降に支出されたもの)

※いずれの場合でも、支出額を証明する領収書等の添付又は提示が必要です。なお、おむつ代については、医師が発行した「おむつ使用証明書」と、おむつ代の領収書(患者の氏名及びおむつ代であることが明記されたもの)が必要になります。

忘れずに保存しておいてください。

住宅取得等特別控除



入居した年から5年間、特別控除が受けられます。

本人が住むために、床面積が四十平方メートル以上の住宅を新築したり、購入したり、または中古住宅を購入(建築後



昨年の納税相談の様子

しく記載してください。

固定資産の課税台帳縦覧

- ◆ 期間 / 3月1日(木)～3月20日(火)
- ◆ 時間 / 午前8時30分～午後5時
(但し、土曜日は正午までで、日曜日は休みです)
- ◆ 場所 / 中之島町役場税務課

□この期間は、無料で固定資産の課税台帳をご覧になれます。
特に、平成元年中に家屋調査の対象となった方は、この期間を利用されると便利です。

消費税の申告はお早めに

《消費税の確定申告が必要な方は》
個人事業者で、昭和62年中の課税売上高が3,000万円を超える方、または、昭和62年中の課税売上高が3,000万円以下の事業者で「消費税課税事業者選択届出書」を提出した方は、平成2年1月1日から4月2日までに平成元年分の「消費税確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税額を納付する必要があります。
《消費税のご相談は、まず電話で連絡を》
税務署では、商工会議所などの協力を得ながら、消費税についての説明会を開催したり個別の相談にも応じています。
相談を希望される方は、あらかじめ電話等で事前にご連絡をお願いします。

- ▽小規模企業共済等掛金控除を受ける場合
支払った掛金の証明書
- ▽生命保険料控除を受ける場合
支払った保険料が年間九、〇〇〇円を超える場合、その支払保険料の証明書。また、個人年金保険料もある人は、その支払い保険料の証明書

- ▽増改築等の場合は、さらに建築確認通知書の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書
- ※入居年月日が昭和六十二年十二月三十一日以前の場合には、控除額の計算方法や添付書類が異なります。

- 過去の勤務に基づき、使用者であったものから支給される年金、恩給(一部恩給を除く)、国民年金などは雑所得になります。
- その所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額の合計額から下記の

公的年金等の課税方法

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳以上の人	240万円以下	120万円
	240万円超 440万円以下	(A)×25%+60万円
	440万円超 800万円以下	(A)×15%+104万円
65歳未満の人	800万円超	(A)×5%+184万円
	120万円以下	60万円
	120万円超 400万円以下	(A)×25%+30万円
65歳未満の人	400万円超 760万円以下	(A)×15%+70万円
	760万円超	(A)×5%+146万円

表の公的年金等控除額を控除した残額となります。

便利な振替納税をご利用ください

所得税の納税の方法に、振替納税の制度があります。
これは銀行などの預貯金口座から振替によって納税するものですから、この制度を利用すれば納税のための手数料が少なく済み、また、うっかり納期限を忘れて滞納してしまうこともなくなり大変便利です。
新たに振替納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提示してください。

還付申告は早ければ早い程お得です

期間間近になりますと窓口が混雑するだけでなく、事務処理の量も増えるため還付に時間が掛かるようになります。できるだけ早めに申告をすませるようにしましょう。

そのほか

- ▽年の途中で退職した後、再就職しなかった人で、年末調整を受けていない人
- ▽所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などの源泉徴収額が納めすぎになっている人
- ▽給与所得者で、年末調整の際に生命保険料控除などを受け忘れた人
- ▽予定納税をしている人で、確定申告

十年以内(マンション等の耐火建築物については十五年以内)した人で、その年の所得金額が三千万円以下であり、民間の金融機関や金融公庫などから住宅ローンの融資(返済期間十年以上)を受けた人は、次の算式による住宅取得等特別控除額を、五年間にわたって毎年の所得税額から控除することができます。

また、増改築等であっても、これらの条件に当てはまり、増改築等の工事費用が二〇〇万円を超えるものについては、控除の対象となります。

$$\text{住宅ローンのうち建物・増改築等の部分の年末残高(最高2,000万円)} \times 1\% = \text{住宅取得等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)}$$

所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税
基礎控除	基礎	350,000円	300,000円
	配偶者控除	350,000円	300,000円
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	350,000円	300,000円
	老人控除対象配偶者	450,000円	350,000円
	同居特別障害者である配偶者	650,000円	510,000円
	同居特別障害者である配偶者	750,000円	560,000円
扶養控除	一般の扶養親族	350,000円	300,000円
	特定扶養親族	450,000円	350,000円
	老人扶養親族	450,000円	350,000円
	同居老親等以外の同居老親等	550,000円	420,000円
	一般の扶養親族	650,000円	510,000円
	特定扶養親族	750,000円	560,000円
	同居特別障害者である扶養親族	750,000円	560,000円
	同居老親等以外の老人扶養親族	850,000円	630,000円
障害者控除	一般の障害者	270,000円	250,000円
	特別障害者	350,000円	280,000円
老年者控除	一般の老年者	500,000円	480,000円
	特別の老年者	500,000円	480,000円
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	250,000円
	特別の寡婦	350,000円	300,000円
寡夫控除		270,000円	250,000円
勤労学生控除		270,000円	260,000円
生命保険料(個人年金含む)控除		最高55,000円	最高38,500円
損害保険料控除		最高15,000円	
白色専従者控除	最高配偶者	800,000円	最高配偶者
	その他	470,000円	その他
障害者等の非課税限度額			1,250,000円

- ※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは年齢70歳以上(大正9年1月1日以前生まれの人)の人をいいます。
- ※ 特定扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人をいいます。
- ※ 特定の寡婦とは、寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が300万円以下である人をいいます。
- ※ 老年者控除は申告者が年齢65歳以上(大正14年1月1日以前生まれの人で)所得金額が1,000万円以下の人が該当します。

申告前のご準備を 確定申告に必要な書類

- ◇ 詳しいことは、納税相談等の際にお尋ねください。
- ◇ 必要がなくなった人の
- ◇ なお、年末調整を受けた方で、税金の還付だけを受けるための申告をされる方は、簡易な還付申告用紙が利用できるのでご利用ください。
- ▽損害額の明細書(雪おろし費用等の場合は、支払った際の領収書など)
- ▽医療費控除を受ける場合
支払った医療費の領収書
- ▽住宅取得控除を受ける場合
①住民票の写し
②登記簿謄(抄)本や請負契約書、売買契約書など、家屋の取得年月日・増改築等の年月日・床面積・取得価格・増改築等の費用の額を明らかにする書類
③住宅取得資金等に係る借入金の年未残高等証明書
④債務の承継に関する契約に基づく債務を有するときは、その債務

議会報告

十二月定例町議会 一般質問から

十二月定例町議会の本会議が、十二月十八日より開催され、町政に対する一般質問が五議員より行われましたので、その要旨をお知らせします。



五十嵐亮一議員

町政担当者としての 決意と所信について

今回の選挙で再選され、引き続き町政を担当されるわけですが、町政担当者としての決意と所信をお伺いしたい。(星野重助議員からも同旨の質問あり)

〔稲山町長〕

広報十一月号でも述べているように次代を担う後継者の育成、すなわち青少年の育成を政治の究極の目標として

います。

そのためには、引き続き第三次総合計画を進めていくなかで、自ら生きがいを感じ理想の達成に努力をしていく姿を示すことが後継者の育成につながるかと考えています。

また、これらを進めていく上での基本姿勢として、もっと町政への町民参加の道を開くこと、目先の利害にとらわれず大極を見失うことのないよう心すること、とかく施設の整備にとらわれがちであるが精神的な面、すなわち政治哲学の確立を目指すことを今後の自分の政治姿勢として考えております。

上通保育所の入所状況と その対策について

上通保育所を新築したわけですが、すでに定員いっぱいのお応募があった。今後の宅地造成を考えると現在の九十人の定員では足りないと思えますが、今後定員オーバーした場合、どのように対応されるのかお伺いしたい。(池



建設が進む上通保育所 (1/29撮影)

田幸夫議員からも同旨の質問あり)

〔稲山町長〕

今後、入所希望者が九十人を越えることは当然予想されることですが、新しい上通保育所は将来の増員にも余裕をもって設計してあるので、規則が改正されれば定員を増員できます。ただ、保育定員は上通地区だけでなく町全体をみての定数となることを皆さんにご理解いただきたい。

県道見附・与板線の 整備について

県道見附与板線の整備については、今後中之島中学校の開校もあり早期に改良の必要がある。現在までの促進の経過と今後の見通しについてお伺いし

したい。

〔稲山町長〕

通学路については決定ではなく案という形で出していますので、只今の意見も参考にさせていただきます。ただ、六所・稲島および鶴ヶ曾根の間の道路については一般町道として検討し、きちんとした形で整備していきたいと考えています。また、右岸低水路側の道路については、道路と水路の高低差が大きく危険な箇所があるため案からはずれています。中之島大沼線についても早期の進捗を目指し、一層努力していきたいと考えています。

ふるさと創生について

ふるさと創生については、県内でも過半数の市町村が用途を決定しているようだが、当町としてもできるだけ早く住民の喜ぶような形で決定していただきたいのだがどのようにお考えか。

〔稲山町長〕

ふるさと創生については自治省や県が様々な対応を打ち出しており、一億円だけで終わる事業ではないわけですから、今一億円をどう使うかとい

たい。(中島嘉一郎議員からも同旨の質問あり)

〔稲山町長〕

県には常々路線の整備をお願いしているわけですが、県道見附与板線については第一次の整備が終わり、今すぐ拡張の予定は無いというのが一、二年前までの県側の話でした。

しかし、現在の交通事情を踏まえ特別な処置をお願いし、現在の水路にふたをするという形での歩道の確保となったわけです。役場前から鶴ヶ曾根までの第一工区については平成四年完成予定であり、その先の中野東までについても整備をお願いしています。

また、先頃中央小学校の児童が事故にあいました鶴ヶ曾根地内の歩道整備については、県により整備が図られている状態です。



高木三郎議員

道路工事の進捗状況 について

現在、道路工事の進捗状況を見ると

うより、この一億円をもとにしてふるさと創生事業を継続していくにはどうすれば良いのかという観点から用途について考えています。

そのため今後、この事業の受け皿になる推進協議会等を作るなどして事業を進めていきたいと考えています。



池田幸夫議員

上通保育所の 正面道路について

新しい上通保育所は西向きとなるわけだが、正面に面した道路は狭く砂利道である。早急に改良をお願いしたい。

〔稲山町長〕

指摘された道路については農村総合整備モデル事業の対象となっていますので、今後モデル事業の計画の中で対応を図って参ります。

統合中学校への 通学路について

中之島中学校への通学路については

相当遅れている箇所、たとえば六所地区の団体営農道等があるが、どのようにお考えか。

〔稲山町長〕

現在の工事発注状況ですが、町単独事業については発注率八十五%となっており、残っているものは国、県との兼ね合いで発注できないものとなっています。また、公共事業についても発注率九十%となっています。

指摘のありました団体営農道六所線については、一部に設計変更が生じたため一時期工事停止をしていました。

そのため工事契約を変更し一月二十日完成予定としています。

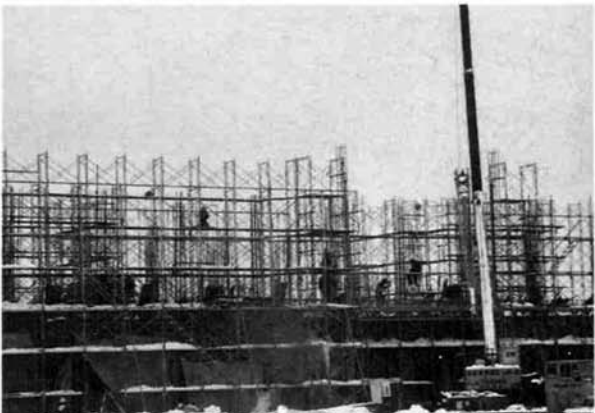
進捗が遅れている工事については、今後とも業者に督促をし、話し合いをしていきたいと考えています。

統合中学校の 工事進捗状況について

中之島中学校の工事進捗状況についてですが、今後の降雪を考えると現在の進捗状況では不安を感じる。どのような状況になっているのかお聞かせ願いたい。

〔稲山町長〕

中之島中学校の進捗状況について



急ぐピッチで建設が進む統合中学校 (1/29撮影)

統合中学校の 通学路について

すが、全国的な作業員の不足等により若干の遅れはあるものの、毎週工程会議を行い業者との連携を保ちながら計画どおりのものが出来るよう最善の努力をしております。

中之島中学校への通学路だが、六所・稲島線を通って鶴ヶ曾根へ抜ける道路および稲島・上沼間の右岸低水路側の道路整備を考えてもらいたい。

また、北部の生徒の通学路となる予定の中西以北の中之島大沼線についても、大沼地内のように町単独の持ち出しを考えるなどして早期改良をお願い

地元の声聞きながら早急に整備を進めていただきたいのだが。(星野重助議員からも同旨の質問あり)

〔樋山町長〕

通学路については現在の案をタタキ台として今後、皆さんの意見をいただきながら開校までに整備を終わらせたいと考えています。また、通学路については路面を直し簡易な舗装を行う予定であり、来年度以降の予算に盛り込んでいく考えです。

土地を売却した場合の税について

上通地区は現在も活発な宅地開発が行われているわけだが、土地を売却した場合の税金についてはどのような形になるのかお伺いしたい。

〔樋山町長〕

一般に十年以上所有している土地を売却した場合、長期譲渡所得金額が四千万円以下については国税が二十％、地方税が町四％、県二％となり、四千万円を超えた分については国税が累進課税となり、地方税として町五・五％、県二％が賦課されることになっていま

また、上通地区のように都市計画法で開発許可を受けて行われる一団の宅地造成の場合で、その開発面積が一ヘクタール以上の場合には措税特別措置法の適用により譲渡価格から千五百万円が特別控除されることになっていま

開発による

町への税収について

宅地開発や企業誘致による町の税収への影響はどうなるのか。

〔樋山町長〕

新規の転入者や企業進出による町への税収の影響についてはですが、様々なケースが考えられるため一概にどの位見込めるといことは難しいといえます。

工業団地の開発について

今回の工業団地は非常に好調に売れたわけだが今後、町としては新たに工業団地等の開発に取り組む考えがあるかどうかお伺いしたい。

〔樋山町長〕

今後の工業団地の開発についてです



住宅建設が進む上通地区(1/29撮影)

が、現在のところ今後とも積極的に企業誘致を図っていきたくと考えています。中之島工業団地が完売しましたので、今後はインターチェンジ周辺の流通業務地域の開発を検討しています。

新興住宅地への

行政の対応について

新しい住宅団地ができるとゴミ収集場、消防施設、防犯灯の設置等、色々と整備しなければならぬものがあるわけだが、これが地元には大きな負担となっている。これらについて、町では何らかの対応はできないのか。

〔樋山町長〕

次々と住宅団地ができているので、それに関する様々な問題も出てきているわけですが、質問にありましたゴミ収集所、防災関係施設、防犯灯等の設置を開発業者に義務づけることもできるわけですが現在はそのままでやっております。また、ゴミ収集所などは地域の自治の中で考えていただくことが基本であろうと考えていますが、これらの諸問題については町と相談していただきながら対応を図っていきたくと考えています。



流通業務地域に指定されているインター用地

観光協会の設立について

観光協会の設立が決定したわけであるが、現在の進捗状況をお伺いしたい。

〔樋山町長〕

観光協会については現在、町商工会を中心に事務を進めています。また、現在の会員は三十七名が加入しているという状況です。



中島嘉一郎議員



星野重助議員

公共下水道事業の推進について

日常生活の文化向上に欠かせない要件として電気、水道、電話、都市ガス、下水道の五つがあげられている。

特に市街化区域内の住宅地では下水道に対する要望は、非常に強いものがある。下水道に対する今後の対応と見通しについてお伺いしたい。

〔樋山町長〕

下水道事業については現在、町の本計画を建設省から認めてもらうことを当面の目標として仕事を進めています。今後の日程としては当面、議会の社会土木常任委員会で審議してもらい、内容が具体化していく段階で広く審議していく機会を設けたいと考えています。県内の下水道整備は全国レベルに程遠いものですが、去る十一月二十四日に県土木部長を中心とした下水道整備検討委員会が発足しています。これらとタイアップしながら今後の促進を図っていきたくと考えています。

徒歩通学児童の安全確保について



〔古塩教育長〕

児童の交通安全については常々各学校に対し万全を期すよう指導してまいり、各学校ともそれなりの対応をしてくれています。今回の事故を契機に、さらに細かな部分まで確認するという意味で、ひとつには現状の通学路の点検、ふたつには実際の通学状態の確認、

中島助役・浅野収入役が再任

一月二十九日に開催された第一回中之島町議会(臨時会)において、中島権之助助役(島田・六十九歳)と

浅野謙蔵収入役(中之島第七・六十四歳)が再任されました。



中島権之助 助役



浅野謙蔵 収入役

統合中学校の通学路について

中之島中学校が開校する平成四年までは県道見附与板線の鶴ヶ曾根・中野東間の歩道は完成しないようであるが、安全確保を踏まえた中でどのような方法を考えられているのか伺いたい。

〔樋山町長〕

中之島中学校への通学路についてですが、現在考えているものは自転車通学の生徒については県道を利用するのは無理だと考えています。従いまして中野方面からは農道を、中之島方面からは工業団地の北側の道路を通る方法を考えています。

新しくなる保険証と医療受給者証

国民健康保険被保険者証	
有効期限	平成2年8月31日
記号	中之島 番号
住所	
氏名	
生年月日	19970715
交付年月日	平成2年4月1日

医療受給者証	
市町村番号	27150796
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
性別	
交付年月日	平成2年4月1日

●新しい保険証、医療受給者証は三月三十日～三十一日の間に嘱託員をおして加入世帯にお届けしますが、現在の保険証、医療受給者証と引替えになります。

●国保の保険証で現在学(学生用)、遠(遠隔地用)の交付を受けている方は、一般の保険証と引替えに引替えますのであらかじめ準備をお願いします。

●四月一日から新しい国民健康保険の「保険証番号」、老人保健の「医療受給者証」が変わります。

●現在使用している保険証、医療受給者証は三月三十一日まで使用できますが、四月一日から新しい保険証、医療受給者証に切替えになります。

●これは新年度から町の電算業務の見直しにより、世帯番号などのコード番号が変更されることによるものです。

●四月から新しい保険証でない受診できません。引替えがスムーズに出るよう準備をお願いします。

●以前から継続して医療を受けている方も、四月一日以後受診される時は必ず病院(医院)の受付窓口へ保険証、医療受給者証を提示してください。

国保の「保険証」
老人保険の「医療受給者証」
が変わります。

この四月、新しく小学校へ入学されるお子さんの「就学通知書」を、一月十七日に発送しましたが、まだ届いていない方がありましたら町教育委員会(☎六六一三三四)までご連絡ください。

なお、各小・中学校の平成2年度入学生予定人数は次のとおりです。

▽中之島中央小学校……一八八人

▽中之島小学校……三九人

▽信条小学校……三一人

▽中之島中学校……一〇七人

▽中之島北中学校……八〇人

(平成二年一月一日現在)

就学通知書は届きましたか



四月から国民年金保険料が
一カ月八、四〇〇円に変わります。

年金
コーナー

**納め忘れのないよう
保険料の前納制度を**

国民年金に加入のみなさん！
国民年金の保険料を一年分一括して前納できる制度があるのをご存知ですか。

この制度を利用すると月々納める手間が省け、ついついかりの納め忘れも防げます。

また保険料も普通なら一カ月八、四〇〇円、一年間では一〇〇、八〇〇円になりますが、四月に一年分前納した場合は九八、三〇〇円で二、四三〇円の割引に。付加分については四、八〇〇円が四、六八〇円に割引になります。

前納を希望される方は、二月末日までに役場の年金係へお申し出ください。

この四月、新しく小学校へ入学されるお子さんの「就学通知書」を、一月十七日に発送しましたが、まだ届いていない方がありましたら町教育委員会(☎六六一三三四)までご連絡ください。

なお、各小・中学校の平成2年度入学生予定人数は次のとおりです。

▽中之島中央小学校……一八八人

▽中之島小学校……三九人

▽信条小学校……三一人

▽中之島中学校……一〇七人

▽中之島北中学校……八〇人

(平成二年一月一日現在)

児童手当の振り込みについて

平成元年十月分から平成二年一月分の児童手当を次のとおり支払います。

○支払日
平成二年二月十五日(木)

○支払方法
指定の金融機関の預金口座に振り込みます。

※問い合わせは役場住民福祉課まで。



中之島町家庭奉仕員を募集します。

一、職種及び募集人員
家庭奉仕員 一名
パート家庭奉仕員 二名

二、採用年月日
平成二年四月一日

三、受験資格
中之島町在住者で福祉の推進に熱意を有し、健康な者

四、受験前に提出する書類
①申込書一通(役場住民福祉課にありませ)

②履歴書一通(市販のもので自筆のもの)

③写真一枚(縦四センチメートル、横三センチメートル)

④健康診断書一通

五、申込締切日
平成二年三月三十一日(土)

六、申込先
中之島町役場住民福祉課

七、採用は面接により決定します。面接日は平成二年三月上旬を予定し、申込者各自に通知します。

※不明な点につきましては、中之島町役場住民福祉課までお問い合わせ下さい。☎六六一三〇〇二内線四八

善意をありがとう

◆町社会福祉協議会に、次の方々から寄付金が寄せられました。ありがとうございました。(敬称略)

- 中之島婦人会……16,500円
- 大久保明良(横野)……10,746円
- 栗林久美子(鶴ヶ曾根)……12,593円
- 山崎 又男(中条中)……71,900円
- 高山 義衛(大沼新田)……1,000円

献血30回表彰(銀色有功賞)

樋山節子さん(中条宮村)

久保島多朗さん(長呂)

◆平成元年度の赤い羽根共同募金に寄せられた皆様の善意は、総額238万9,721円となりました。ご協力ありがとうございました。

〈一般募金〉……合計 1,693,721円

内
●戸別募金……1,252,371円

●法人募金……202,500円

●職域募金……69,638円

●学校募金(保育所含む)……81,899円

●バッチ募金およびその他……87,313円

〈歳末たすけあい募金〉……696,000円

なお、一般募金169万3,721円のうち52万7,000円は県社会福祉協議会へ、残りの116万6,721円は町社会福祉協議会の社会福祉事業に配分されました。

また、歳末たすけあい募金は、施設入所者、在宅重度心身障害者、生活保護世帯(183名)の方々へ慰問金として贈られました。

公職選挙法が改正され、政治家の寄附は罰則をもって禁止されました

第百十六回国会で、「公職選挙法」の一部が改正され、十一月十九日に公布されました。今回の改正の大きなポイントは、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するため、寄附の禁止規定などが強化されたことです。この改正は、平成二年二月一日から実施されます。

1 政治家（候補者、候補者となろうとする者および現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に對して寄附をすること（政党や親族に對するものおよび政治教育集会に對する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴での祝儀。
② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜での香典。

①や②であっても、選挙に關してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。なお、政治家以外の人が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

※政治教育集会に關する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

金のかからない政治・選挙のために寄附禁止のルールを守りましょう。

祭りの寄附



葬式の花輪や香典



※1、2、4および5によって処罰されますと公民権停止の対象となります。

2 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に對し、寄附を出すよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求を求めると処罰されます。

3 政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に對し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状（電報なども含まれます）を出すことは禁止されます。

4 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

政治家や後援会（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に對するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出す処罰されます。

5 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀のほかこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に關する寄附以外の寄附を求めると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

二月十八日は衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

二月十八日(日)は衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。これからの国政を担う大切な選挙です。みんなで投票いたしましょう。

〈投票の方法〉

◎衆議院議員総選挙

・投票用紙に候補者の氏名を書いてください。

◎最高裁判所裁判官国民審査

・罷免させたいと思う裁判官には、その氏名の上に「X」印をつけてください。

・罷免させたくないと思う裁判官には何もつけないでください。

〈投票の順序〉

最初に衆議院議員総選挙、次に最高裁判所裁判官国民審査の順に投票となります。

〈投票できる時間〉

午前七時から午後六時までです。

の投票日です

〈不在者投票の受付は…〉

◎公示の日（二月三日）から投票日の前日（二月十七日）までの午前八時三十分から午後五時までです。ただし、最高裁判所裁判官国民審査は二月十日から二月十七日までになります。

〈郵便による不在者投票〉

◎身体に重度の障害がある人は、郵便による不在者投票ができます。衆議院選挙に關しての詳しいことは、中之島町役場選挙管理委員会にお問い合わせください。 ☎三三六―六―三〇三



青少年健全育成 標語募集の結果について

昨年10月に中之島町青少年育成町民会議主催による町内の中学生を対象として実施した「明るい家庭づくり運動・青少年の健全育成に関する標語」を募集したところ400点を超える応募がありました。審査の結果、下記の20点が優秀作品として選定されましたので発表致します。

中学生を対象とした 青少年健全育成に関する優秀標語

- 非行防止は みんなのやさしい 一声で (中之島中1年) 大原 ゆか
- 非行防止は 自分を見つめる 努力から (中之島北中1年) 星野 雅志
- 親と子の 明るい対話で 非行防止 (中之島中3年) 菲沢 博之
- あなたの優しい一声で 非行防止に努めよう (中之島中1年) 松永 麻美子
- 笑い声 絶えぬ家庭に 非行なし (中之島北中3年) 池田 裕美
- 家庭での 愛で防ごう 非行から (中之島北中3年) 長谷川 裕二
- かくしごと 非行に走る 第一歩 (中之島北中3年) 大野 紀美子
- おもしろい いつもにこにこ 楽しい家庭 (中之島北中2年) 清野 敏弘
- 明るい家庭は 会話と笑顔と 気持ちから (中之島中3年) 川島 由美
- あいさつは 明るい笑顔と 思いやり (中之島中3年) 藤野 孝子
- みなおそう 自分の気持ちと行動 いまいちど (中之島中1年) 久保倉 哲夫
- みせようよ 大人の手本を 少年に…… (中之島北中1年) 吉水 加里
- 怒ってばかりいるよりもほめてあげよう (中之島北中2年) 小林 正子
- どんな子も 親の愛情 待っている (中之島北中3年) 小黒 博子
- 深めよう 家族のきずなと 明るさを (中之島中1年) 杉本 友和
- いつも笑顔で みんな明るい いい家族 (中之島北中1年) 佐々木 秀子
- あいさつは 明るい家庭の 第一歩 (中之島中3年) 岡田 由紀子
- 親の愛情 明るい家庭をつくるカギ (中之島北中3年) 樋山 一美
- あいさつで 明るい家庭をつくりましょう (中之島北中3年) 高野 雅晴
- あなたの笑顔と幸せは 明るい家庭の 第一歩 (中之島中1年) 鈴木 裕美子

なお、趣旨に賛同された新潟日報今町販売店(角田新聞店)よりシャープペンシルが寄贈され、応募者全員に配布されました。

今年も無火災で「消防出初め式」

1月6日(出)は恒例の消防出初め式。町消防団(渡辺昭平団長、団員520名)では、各地区で雨をついて勇壮に出初めの放水を行い、一年間の無火災を祈りました。



信条分団の出初め式



中野東地区の塞の神(1/14撮影)

伝統行事「塞の神」

1月14、15日、小正月の伝統行事である塞の神が、町内各地で行われました。正月らしく雪化粧をした広場では、用意されたお酒やあま酒が振舞われ、燃えさかる炎に大人も子供もスルメやモチをかざし、家内安全や無病息災を祈りました。



中条東地区の塞の神(1/15撮影)

カメラ散歩

今年も良い年でありますように

いくら文明が進歩し、便利な世の中になったとはいえ、やはり大晦日や正月は、なんとなく敬けんな気持ちになるものです。町内各地の神社では、今年も大晦日から元旦にかけて、善男善女の皆さんが二年参りや初もうでに数多く参拝していました。



神明宮(宋宝地区)にて

生沼スミエさん講演会

1月27日(出)、町公民館大広間において、元全日本バレー女子バレーボールチーム監督の生沼スミエさんの講演会が行われました。さすがに元バレーボール選手とあってか、その歯切れの良さと、華やかに見えるスポーツ界の裏側の苦労をユーモアに変えての話しぶりに会場は、思わず考えさせられたり、笑わされたり。生沼さんも公民館の大広間というアットホーム的な会場が気に入られたようで、「今度は、是非一緒にバレーボールをやりましょう。」という言葉に会場からは大きな拍手が起こっていました。



豊かな経験と 特技を生かしてみませんか 社会教育指導者(ボランティア)を募集します

中之島町教育委員会では、社会教育指導者(ボランティア)を募集します。あなたの特技と豊かな経験を、地域社会に生かしてみませんか。自薦、他薦は問いません。(他薦の場合は本人の了承を得ること)また、一人で複数の分野に申込みられても差し支えありません。申込みはいつでも受け付けています。ぜひ、あなたの特技を社会に生かしてください。申し込み、問い合わせは中之島町公民館まで。
☎〇二五八―六六一―三二四二



特技・経験等の分野	おもな内容
学術・教養・教育	宗教的法話・郷土史・古文書解説・文学・山野草・天体観測・民話・青少年教育・法律一般など
芸術・芸能・趣味	日本舞踊・民謡・合唱・楽器・絵画・七宝焼・陶芸・書道 ちぎり絵・拓本・盆栽・写真・茶道・華道・将棋など
体育・スポーツ 野 外 活 動	野球・バレーボール・バドミントン・柔道・剣道・水泳・ 陸上・社交ダンス・ジャズダンス・キャンプ・レクリエーションなど
地 域 活 動 町 民 生 活	子供会活動・ボランティア活動・点訳・手話・交通安全・ コミュニティづくり・広報紙づくり・冠婚葬祭の常識など
家 庭 ・ 日 常 生 活	家庭教育・紙ひも細工・リボンフラワー・着付け・料理・ 応急手当・食生活改善・栄養指導・ファッションなど
産 業 ・ 技 術	稲作・酪農全般・きのこ栽培・食品加工・ワープロ・パソコン・ 日曜大工・アマチュア無線・簿記など
視 聴 覚 教 育	16ミリ・8ミリ・VTR・OHP・スライド・放送利用など

「中之島村史」

好評発売中!!



「こあんない」

◎領布価格

三巻セットで一万二千円です。(送料別・分冊領布はいたしません)

◎申し込み方法及び配本

町内の方は、公民館窓口で即お渡しします。

◎代金支払方法

町内の方は、配本と同時に納入通知書を差し上げますので、町の指定金融機関へ払い込んでください。町外の方は、郵便振替か又は町の指定金融機関へ払い込んでください。

◎申し込み先

中之島町教育委員会
☎〇二五八―六六一―三二四二

齋藤 育さん (下沼新田)

県民芸術祭で芸術祭賞受賞



このたび齋藤 育さん(下沼新田)が、平成元年度新潟県芸術祭文芸部門短歌の部で、多数の応募の中から最高の賞である芸術賞を受賞されました。齋藤さんが短歌を始められたのは三年前、日常生活の中で感じた何げな

い幸せを、何とか形に残せないものかと思つたことが始めるきっかけとなつたということです。受賞された「島」という題の歌は今年、生まれて始めて畑をつくり、その時の感動を歌つたものとのことですが、受賞の通知を受けた時は、きっと何かの間違ひではないかと本当に驚いたそうです。今回の受賞を機に、あせらず、いそがずマイペースで「心」を確かに詠めるよう精進を重ねていきたいとおっしゃる齋藤さん。今後とも皆んなの感動をさそうような、素晴らしい短歌をつくっていただきたいと思ひます。

「島」 齋藤 育

草抜く手しばしたためらふ雑草の白き小花の風にそよぎて
茎引けば手ごたへありて馬鈴薯の拳のこころが陽におどり出づ
大き葉にてて虫青虫ひそませて月光を浴む島のブロッコリー
植木屋の剪定鋏の音冴えて枝透かしゆく夕陽も入れて
撓ひたる棒を離して少年はバー越えて跳ぶ青澄む空へ

町民将棋大会のご案内

- 次のとおり、町民将棋大会を開催いたしますので、ふるって参加ください。
- 日 時 三月四日(日)午前九時開会
- 会 場 中之島町公民館
- 参加資格 町内在住者または町内事業所勤務者
- 定 員 五十名(定員になりしだい締め切り)
- 参加費 一人四百円(昼食代) 当日徴収します。
- 対局方法/ブロック別リーグ戦
- 申し込み/二月二十六日までに中之島町公民館へお申し込みください。(☎六三三〇三)
- 主 催 中之島町公民館 中之島町将棋連盟

仲間を募集しています

町老人クラブの社交ダンス愛好者のグループでは、一緒に楽しくダンスを踊る仲間を募集しています。町内在住の六十歳以上の方であれば、どなたでも大歓迎です。もちろん、ダンスをやったことのない方でも、ちゃんと指導いたします。毎週金曜日の午後から公民館で練習をしていますので、興味のある方は是非のぞいてみてください。和気あいあいの雰囲気の中で、楽しくステップしましょう。特に男性の方の参加をお待ちしています。



交通安全年間スローガンが 決まりました

平成二年中に使用される「交通安全年間スローガン(標語)」が、次のように決定しました。

今年一年間、全国各地で掲示され、交通事故防止の啓発に役立てられます。

- 安全は出せるスピード 出さない勇気
- 危ないと言うより親が まず手本
- 心にもつけよう正しい しんこうき

《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	1月中	累計	1月中	累計	1月中	累計
平成元年	3	3	0	0	4	4
昭和63年	2	2	0	0	2	2
比較増減	+1	+1	±0	±0	+2	+2

死亡事故0 連続184日(2/8現在)

相続登記はお済みですか

新潟県司法書士会では、今年度も二月一カ月間を「相続登記はお済みですか月間」として無料相談を実施しております。

親がなくなり、土地や家屋などを相続しても登記はつい忘れがちです。相続登記は何時までしなればならないとの定めはありませんが、しかし時間が経過しますと、相談人が続けて死亡したりして相続関係者が増えたり、又

書類の取り揃えやその他複雑になりがちです。面倒だ、縁起でもない、費用がかかると放置しないで、トラブルを起こさないためにも、相続登記は早目にするをお勧めします。

二月一日から二十八日までの一カ月間、相続に関する無料相談を行っておりますので、最寄りの司法書士事務所へ是非お気軽にご相談下さい。

車両建設機械 運転技能講習会

機体重量3トン以上のブルドーザー、トラクター、ショベル、バックホー及びくい打機、くい抜機等の運転は、労働安全衛生法により、指定教習機関の行う技能講習を終了したものでなければ運転できないことになっておりますが、この技能講習が平成2年度は下記の日程により実施されます。

1. 車両系建設機械(整地、運搬、積込み及び掘削用)運転技能講習

学 科	実 技
第1回目 4月4日~5日	4月23日~27日
第2回目 5月28日~29日	6月18日~22日
第3回目 7月2日~3日	7月20日~8月3日
第4回目 9月10日~11日	10月1日~5日

(大型特殊免許取得者は実技1日で終了)

2. 車両系(基礎工事)運転技能講習

学 科	実 技
6月11日~12日	7月9日~13日

(移動式クレーン免許取得者は実技1日で終了)

3. 詳細問合せ先 建設業労働災害防止協会新潟支部 ☎025-285-7141

たのしみ工事部 一入札結果から一

場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定年月日
末 宝	興野松ヶ崎線道路舗装工第3次工事	1,061万円	(株)宝建設	H2.2.9
中之島	五百刈郷3号線道路改良工事	1,864	(株)佐藤組	H2.3.21
大曲戸	第293号農業集落道路整備第1工事	180	(株)松井組	H2.3.14
灰島新田	防火水槽設置工事	616	(株)丸月組	H2.3.15
中之島	防火水槽設置工事	366	(株)古川組	H2.3.15
長 呂	長呂桂線測量簡易設計委託	307	(株)中之島測量設計事務所	H2.3.15
六 所	六所居浦4号線測量簡易設計委託	130	(株)旭工務店測量設計事務所	H2.3.15

心配ごと相談 ○毎週火曜日 午後1時~4時 ○中之島町公民館

心配ごと相談 ○毎週火曜日 午後1時~4時 ○中之島町公民館